

佐賀県「核燃料税」の更新

佐賀県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新後の佐賀県核燃料税の概要は以下のとおりです。

課税団体	佐賀県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③核燃料物質重量割：発電用原子炉施設における使用済核燃料の貯蔵
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力 ③核燃料物質重量割：使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 ※貯蔵期間が5年超のもの
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100分の8.5 ②出力割：46,000円／千kW／課税期間（3か月） （廃止措置計画の認可日の翌月以降23,000円／千kW／ 課税期間（3か月）） ③核燃料物質重量割：500円／kg
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）3,736百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）0.3百万円
課税を行う期間	5年間（平成31年4月1日～平成36年3月31日）

- ・平成30年9月25日 佐賀県議会にて条例案可決
- ・平成30年10月23日 総務大臣協議
- ・平成30年12月26日 総務大臣同意
- ・平成31年4月1日 条例施行（予定）

担当：自治税務局企画課 西脇係長、安山
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659